

令和5年度末

組織名		消費・安全局動物衛生課			定数	54 人
組織図 (事務分担)	動物衛生課長		[事務分担]			
	課長補佐 (総括及び総務班)	総括係	(1)	課の所掌事務の総括・企画		
		法令係	(1)	課の所掌に係る法令		
		庶務係	(1)	庶務一般		
	課長補佐 (保健衛生班)	保健衛生所係	(1)	家畜保健衛生所に関すること、繁殖技術・人工授精技術の向上等		
		飼養衛生係	(1)	家畜の飼養衛生管理の向上、農場H A C C P、家畜の保健衛生技術の普及		
	家畜防疫対策室長		国内防疫業務の総合的な調整			
	課長補佐 (防疫企画班)	防疫企画係	(1)	家畜衛生に係る企画、調査、連絡調整		
		予察監視係	(1)	家畜伝染性疾病の予察監視		
	課長補佐 (防疫業務班)	防疫係	(1)	家畜伝染病の防疫に関する各種補助事業の運用等		
		手当金審査係	(1)	患畜処理手当金審査・支払等		
	課長補佐 (防疫指導班)	指導係	(1)	飼養衛生管理基準の遵守について都道府県等を指導		
	課長補佐 (野生動物対策班)	野生動物対策係	(1)	野生動物の清浄性確認等に関する企画及び連絡調整		
	課長補佐 (調査分析)			疫学調査に係る情報収集・分析、マニュアルの作成等		
	課長補佐 (病原体管理班)	病原体管理係	(1)	病原体所持規制に関する企画、査察及び連絡調整		
	家畜衛生専門官	(8)		家畜衛生の専門事項の企画・調整		
	野生動物専門官	(1)		野生動物の清浄性確認等に関する調査、情報収集等		
	国際衛生対策室長		家畜衛生に係る国際関係の総括			
	課長補佐 (国際衛生企画班)	企画係	(1)	家畜衛生に関する協定の企画、海外伝染病の情報収集、調査分析		
	課長補佐 (多国間調整班)	多国間調整係	(1)	国際会議、多国間協議に関する企画及び連絡調整		
		国際獣疫係	(1)	国際獣疫事務局に関する連絡調整		
	課長補佐 (リスク分析班)	企画係	(1)	動物・畜産物のリスク分析に係る企画等		
	課長補佐 (輸出検疫環境整備班)	輸出動物検疫係	(1)	輸出動物の衛生条件の締結等		
	課長補佐 (輸入検疫企画班)	輸入動物検疫係	(1)	輸入動物の衛生条件の締結等		
		輸入畜産物検疫係	(1)	輸入畜産物の衛生条件の締結等		
	課長補佐 (査察調整班)	海外査察企画係	(1)	海外の対日輸出施設の査察等の企画及び連絡調整等		
	課長補佐 (検疫業務班)	検疫調整係	(1)	輸出入家畜畜産物の検疫に係る調整		
		業務管理係	(1)	動物検疫所、その他の動物の検疫の調整		
	国際衛生専門官	(5)		動物・畜産物の検疫、海外の清浄性確認等の専門事項の企画・調整		

令和5年度当初

予算概算決定の概要 動物衛生課

令和4年12月

農林水産省

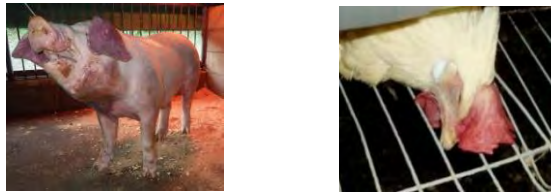
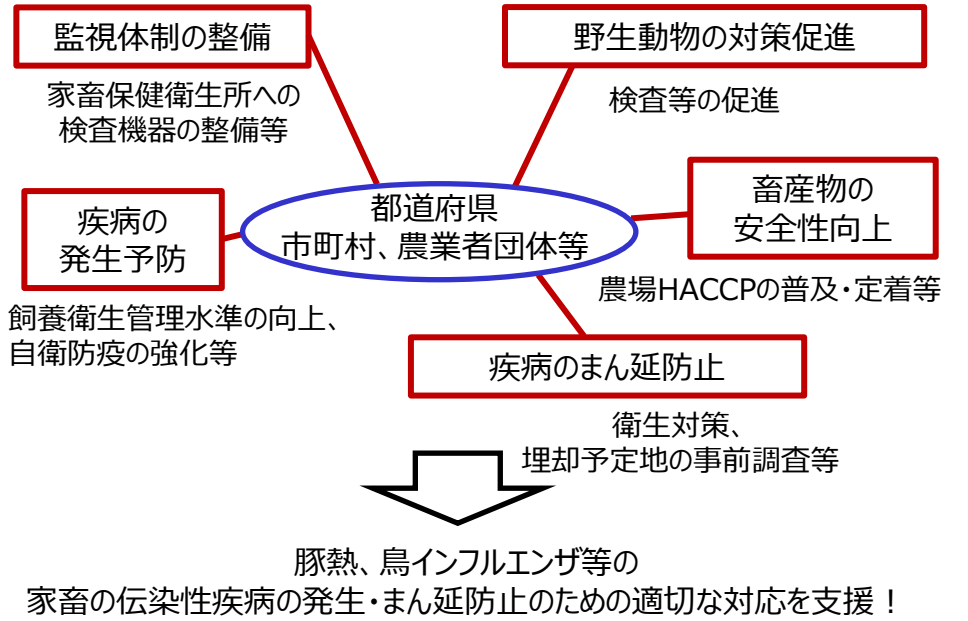
<対策のポイント>
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進の取組を進めます。

<事業目標>
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

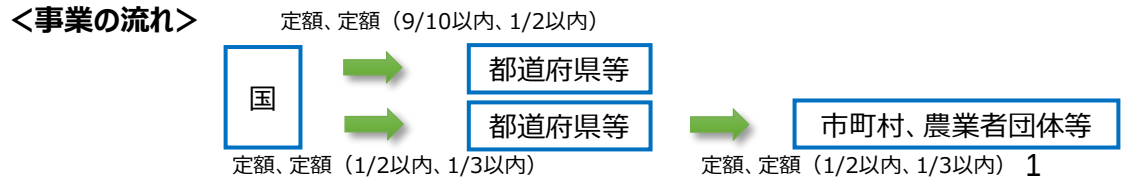
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 監視体制の整備
- 家畜疾病の検査制度を向上し、検査の信頼性を確保するため、外部精度管理調査の受検、検査機器の整備、校正等を支援します。
2. 家畜の伝染性疾病の発生予防
- ① 地域が一体となった防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援します。
- ② 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善箇所の確認点検等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど自衛防疫を強化する取組を支援します。
3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止
- ① 地域で課題となっている生産性を低下させる疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等を支援します。
- ② 家畜の伝染性疾病発生時に備え、地域における埋却予定地の事前調査を含む防疫演習について支援します。
4. 畜産物の安全性向上
- 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等を支援します。
5. 野生動物の対策強化
- 野生動物におけるアフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る野生動物の検査の促進等を図るための取組を支援します。

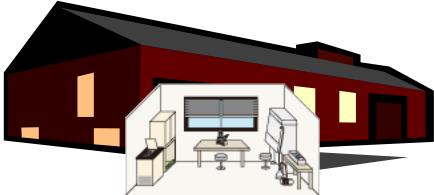


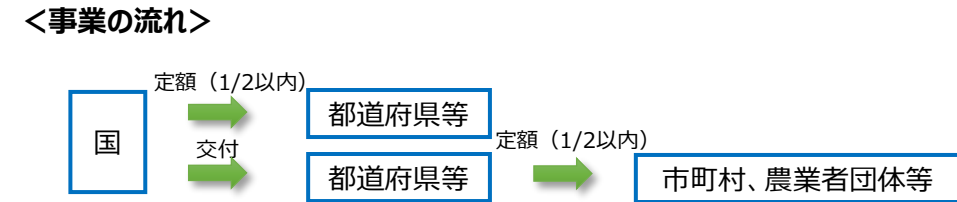
（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）



<対策のポイント>
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備、農場への離乳豚舎前室、車両消毒エリア、野生動物の侵入防止柵の整備**を支援します。

<事業目標>
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 病性鑑定を実施するための施設の整備 家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。	<病性鑑定を実施するための施設の整備> 家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための ・遺伝子検査 ・解剖及び採材 ・病性鑑定畜の保管 等を実施するための施設を整備 
2. 離乳豚舎前室の整備 離乳豚舎へのウイルスの持ち込みを防止するため、離乳豚舎の出入口に作業者の動線を管理し、更衣・長靴交換等を確実に実施するための前室の整備を支援します。	<離乳豚舎前室の整備>  離乳豚舎の出入口に動線管理を徹底するための前室の整備
3. 車両消毒エリアの整備 車両消毒時に生じた汚水等によるウイルスの農場内への侵入を防止するため、農場の車両消毒エリアの舗装等の整備を支援します。	<車両消毒エリアの整備> 車両消毒エリアをコンクリート舗装等することにより、洗浄後の汚水等による車両等の再汚染を防止 
4. 野生動物侵入防止柵の整備 野生動物を介した家畜伝染病の発生を防止するため、野生動物侵入防止柵の整備を支援します。	



<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

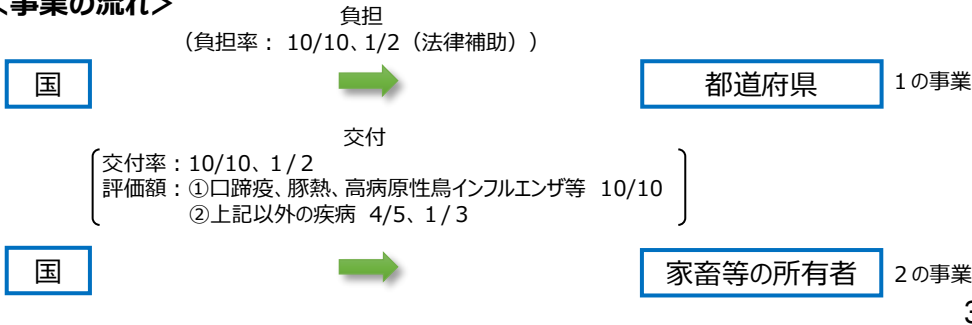
- ① 家畜の検査等に必要な資材費、薬品費
- ② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
- ③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付します。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業の流れ>



家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜等の所有者)

モニタリング検査、
農場の立入検査、
豚熱ワクチン接種、
飼養衛生管理指導
等に要する経費

発生予防の取組

発生状況確認の
ための検査、
家畜等の
移動・搬出制限、
患畜・疑似患畜の
焼埋却、
消毒ポイントの設置
等に要する経費

まん延防止の取組

患畜・疑似患畜の焼埋
却にする経費、患畜・
疑似患畜の手当金、
予防殺した指定家畜の
生産に要した費用

＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。
また、H A C C P の考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化**します。

＜事業目標＞

- 家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 農場H A C C Pに取り組む農場の拡大

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策

- ① **全国流行疾病対策：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢**に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰等**を支援します。
- ② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：これまでに実施してきた**衛生管理の点検と見直しや専門獣医師、衛生害虫対策の専門家によるコンサルティング等**への支援について、我が国で26年ぶりに発生した豚熱や近隣諸国で発生しているアフリカ豚熱等の**越境性疾病等の発生予防対策としても有効**であるため、全国的に支援を強化します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

飼養衛生管理の向上のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導を受ける取組**、吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。

3. 農場H A C C P導入推進強化事業

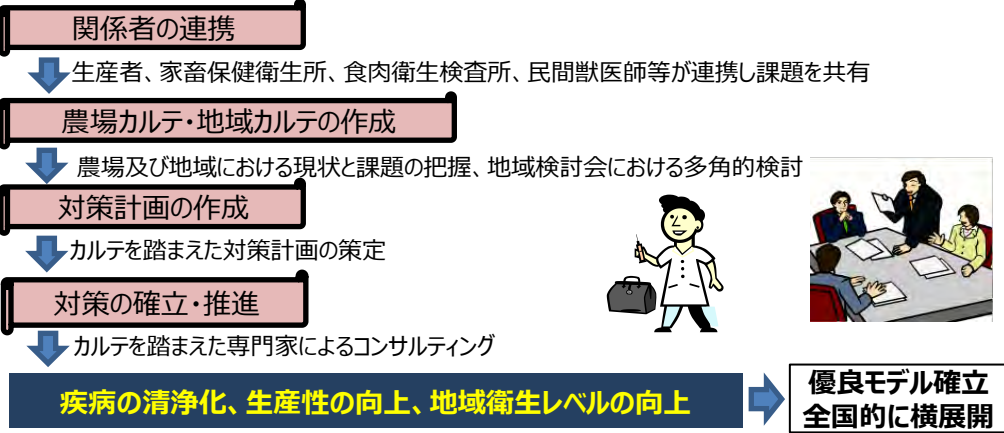
農場H A C C Pの導入を推進するため、座学研修のほか、**多様性に富んだ農場に幅広く知識を応用するための実地研修を通じて指導を担う農場指導員を養成**し、地域における指導体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞



＜事業3：農場H A C C P導入推進強化事業＞

